

杉並区立学校等教職員健康診断等実施業務公募型プロポーザル 質問及び回答

○令和5年 10月 3日までに受け付けた質問の回答は、以下のとおりです。

項番	質問項目	質問内容	回 答
1	実施要領 P10 業務内容説明書 (健康診断) 9-(4)-ア-(ア)	①「表計算機能を有するデータ」と記載の箇所、ソフトはExcelでもよいか。 ②bの「受診者毎の～出力できる機能」の「出力」について、作業内容を可能な範囲で示して欲しい。	①表計算ソフトは、「Excel」を推奨します。 ②「出力」とは、データを紙媒体に出力することを言います。
2	実施要領 P10 業務内容説明書 (健康診断) 9-(4)-イ	納品時期「当月分を翌月中旬までに納品し」と記載の箇所、「1ヵ月以内」に変更は可能か。	<u>修正します。</u> 「健康診断結果一覧表(事業者用)」の納品時期は、「各健康診断終了後 <u>一月以内</u> に」納品してください。
3	実施要領 P10 業務内容説明書 (健康診断) 9-(3)-イー(ア)	イ 納品時期 (ア) 区分A・区分Bについては、第一次健診終了後3週間以内か。	<u>修正します。</u> 「区分A・区分Bについては、第一次健診終了後 <u>一月以内</u> とする。」
4	実施要領 P10 業務内容説明書 (健康診断) 9-(5)-ア	「A3サイズの紙面に印字して」と記載の箇所、同内容の報告物を、データにて作成、納品可能です。データに代用は可能か。	最低限、紙に印字したものを、納品してください。
5	実施要領 P11 業務内容説明書 (健康診断) 9-(5)-イ	納品時期「区分Cの最終日から3週間以内」と記載の箇所、「1ヵ月以内」に変更可能か。	<u>修正します。</u> 「健康診断結果一覧表(事業者用)」の納品時期と合わせ、「区分Cの最終日から <u>一月以内</u> に」納品してください。
6	実施要領 P11 業務内容説明書 (健康診断) 9-(8)	①抽出対象者の条件は、40歳～74歳の受診者全員でよいか。 ②納品時期「区分Cの最終日から3週間以内」と記載の箇所、「1ヵ月以内」に変更可能か。	①抽出対象者は、特定健康診断の対象年齢の、受診者全員です。 ② <u>修正します。</u> 納品時期「区分Cの最終日から3週間以内」は、「区分Cの最終日から <u>一月以内</u> 」とします。
7	実施要領 P17 業務内容内訳 1-(2)-エ	「喫煙指数 600以上の者のうち、希望する者」と記載の箇所、当会にて予定者毎に指数の事前把握が困難なため、杉並区教育委員会にて事前確認後、定期健診受診者名簿と併せて、該当となる対象者名簿をいただく形でのよいか。	対象者は、喫煙指数に該当し希望する者全員とし、条件に適合しているかの判断は、自己申告としています。該当者の対象者名簿を、杉並区教育委員会から提供します。
8	様式集 (P14) 様式4 単価見積書 精密検査 各種	当方の精密検査(二次検査)における血液項目は、医師が最適な項目を選定して指示を行っている。そのため、見積書に記載以外の血液検査を受診する場合もあるが、	①見積書は加筆修正しないでください。 事業規模上限額(消費税込み)内で、精密検査血液項目の追加実施が可能な場合は、

		<p>①それに伴い、見積書も加筆修正が必要か。もしくは様式は変更せず、今回は記載ある血液項目の単価のみ入力すれば良いか。</p> <p>または、今回の見積書とは別途で実際に対象となる精密検査血液項目の見積書も提出可能。最適な提供を行いたいと考えているので、希望を伺いたい。</p> <p>②単価は全て、税抜きか。</p>	<p>企画提案書の様式3、「8 提案内容の妥当性、(1)健診業務の具体的な提案」の欄に記載してください。</p> <p>②単価は全て税抜きです。</p>
9	様式集 (P6) 様式3 2業務実績	<p>期間は、現在締結中の契約期間か。または、今までの契約年数か。</p>	<p>現在締結中も含め、受託実績で2年以上あるものは、過去もあわせて記載してください。</p>
10	様式集 (P7) 様式3 3業務遂行力(3)業務従事者の配置体制、職種、人員等	<p>業務従事者の配置体制とは、本団体全体の組織としての体制を指しているか。それとも健診現場の配置体制か。</p>	<p>令和6年度、杉並区立学校等教職員健康診断等業務の、実施に係る業務従事者の配置体制を、記入してください。</p>
11	実施要領 P9 8 健康診断の事前準備 (1)実施手順書の作成	<p>区と受託者協議とありますが、施設健診及び巡回健診を纏めた予約業務から結果報告迄の一連の手順書になりますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。施設での健診と、巡回健診のスケジュール的なものと、お考えください。</p>
12	実施要領 P8 及び別紙1 業務内容説明書(健康診断)P17 4委託内容(2)オ	<p>①情報機器作業従事者健診は、令和元年 7月 12日に厚生労働省より現行ガイドライン(基発 0712 第 3号)が都道府県に通達され、健康診断の項目も一部改正になっております。左記に記載されております項目を拝見しますと旧ガイドラインの健診項目と思われそうですが、こちらで見積もりを作成し、健診を実施するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②また、総合判定で「専門医による判定」とありますが、この専門医は眼科医及び整形外科医の学会認定医による判定という理解でしょうか。この「専門医による判定」や「専門医による診察」については、他検査(精密検査やがん検診・特殊健診等)にも記載がありますが、各学会認定医による診察判定が必須なのか、専門知識を有する医師の診察判定でも可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①健診項目の見積は、記載の内容でお願いします。今後現行ガイドラインに沿った項目に、修正する予定です。</p> <p>②専門医については、学会認定医が望ましいですが、同等の知識、見識のある医師による判定であれば差し支えありません。</p>
13	別紙1 業務内容説明書(健康診断)P16 ア胃がん検診(欄外注意事項)	<p>受託者は、胃内視鏡検査の受診者に対して、医師が必要と判断したときはポリープ等切除及び生検を行う可能性があること、またその場合には保険診療による自己負担が発生することを予め説明する。」</p>	<p>胃内視鏡検査における、ポリープ等の切除は、健診項目の必須事項ではありませんので、外部施設の紹介で問題ありません。</p>

		⇒当センターでは、生検は問題なく実施していますが、ポリープ等の切除を実施しておりませんので、必要時は外部施設に紹介しておりますが問題ありませんでしょうか。	
14	健康診断別業務 内容内訳書 P18 (3)ストレスチェック ①事前配布書類の作成	①指定した日時に納品する。 ⇒日付指定は対応しておりますが、時間指定は承っておりませんがよろしいでしょうか。 ②ただし、健康診断受診票発行者には健康診断受診票に同封してもよい(健康診断受診票と調査票は別葉とする)。 ⇒ストレスチェックの調査票は一般定期健康診断の間診票とは別葉にすることとなり、「別葉」の解釈の仕方による部分もごさいますが、基本的には健診の間診票等と同じ封筒にストレスチェックの調査票を封入し配布されることは、受診者がストレスチェックと定期健康診断それぞれの目的や取扱いの違いを認識せずに行ってしまう可能性が高くなることなどを鑑み、当センターでは実施していないがよろしいでしょうか。	①日付指定で構いません。 ②ストレスチェックの調査票は、一般定期健康診断の間診票とは別に作成してください。 作成した調査票の、健診受診票を作成した受診者への同封は、必須ではありません。健診受診票を作成していない受診者は、調査票だけ送付してください。
15	健康診断別業務 内容内訳書 P18 (3)ストレスチェック ③提出者及び未提出者一覧の作成	「調査票提出者一覧」及び「調査票未提出者一覧表」を作成し、区へ納品する。 ⇒記入済調査票の返却から15営業日後に「個人結果一覧エクセルデータ」を納品いたします。各該当者(提出者一覧及び未提出者一覧)の抽出はエクセルデータから貴委員会(実施事務従事者の方)にて実施していただきますがよろしいでしょうか。	提出者一覧及び未提出者一覧は、エクセル(電子データ)での提出が可能です。ただし、一覧の状態では紙に印刷可能なレイアウトでお願いします。 データは、提出者一覧と未提出者一覧にそれぞれ分かれているデータを提出してください。結果一覧の提出は、結果報告書の納品毎になりますので、ご注意ください。
16	健康診断別業務 内容内訳書 P18 (3)ストレスチェック ④未提出者受検勧奨	区は、未提出者一覧表に基づき受検勧奨し、その結果回収した調査票を受託者に提出する。 ⇒一度提出分を回収し集計、その上で未提出者を実施事務従事者の方にて確認いただき未提出者に受検を促し、再度実施期間を設けて実施されるということになりますでしょうか(実質2回に分けて実施)。	未提出者の受検勧奨は、全職場をまとめて一回行う予定です。勧奨にともない提出された、追加提出分のストレスチェックを行い、未受診者の結果報告終了により、ストレスチェックが終了する予定です。
17	健康診断別業務 内容内訳書 P18 (3)ストレスチェック ⑤ストレス程度の評価	ストレス程度の評価は、労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度実施マニュアル」に示されている標準化得点を用いた方法により行う。 ⇒標準化得点を用い、「厚生労働省 ストレスチェック制度実施マニュアル」に記載の素点	評価基準のア又はイのいずれかに該当する者を、高ストレス者とします。

		換算その2のア、その2のアとイ、のいずれかを用いますがよろしいでしょうか。	
18	健康診断別業務 内容内訳書 P18 (3)ストレスチェック ⑥高ストレス者の 判定	<p>乙は、甲の高ストレス者判定基準に基づき、高ストレス者の判定を行い、その結果を当該職員に報告するとともに、甲の実施事務従事者に報告する。</p> <p>高ストレス者の判定基準は、「ストレスチェック制度実施マニュアル」に示されている「評価基準の例(その1)」又は「評価基準の例(その2)」により得点を算出し、以下のいずれかを満たす者を高ストレス者とする。</p> <p><評価基準の例(その1)></p> <p>①「心身のストレス反応」(29項目)の合計点数が77点以上である者</p> <p>②「仕事のストレス要因」(17項目)及び「周囲のサポート」(9項目)を合算した合計点数が76点以上であって、かつ「心身のストレス反応」(29項目)の合計点数が63点以上の者</p> <p><評価基準の例(その2)></p> <p>①「心身のストレス反応」(29項目)の6尺度(活気、イライラ感、不安感、抑うつ感、疲労感、身体愁訴)について、素点換算表により5段階評価に換算し、6尺度の合計点が12点以下である者</p> <p>②「仕事のストレス要因」(17項目)の9尺度(仕事の量、仕事の質、身体的負担度等)及び「周囲のサポート」(9項目)の3尺度(上司からのサポート、同僚からのサポート等)の計12尺度について、素点換算表により5段階評価に換算し、12尺度の合計点が26点以下であって、かつ、「心身のストレス反応」の6尺度の合計点が17点以下である者</p> <p>⇒上記⑤の回答にも記載しましたが、高ストレス者選定基準(ア)または(ア+イ)を選択いただきますがよろしいでしょうか。</p>	評価基準のア又はイのいずれかに該当する者を、高ストレス者とします。
19	健康診断別業務 内容内訳書 P19 (3)ストレスチェック ⑦面接指導対象者の判定	<p>受託者は、面接指導対象者の判定及び確認を行い、その結果を当該職員に報告するとともに、区の実施事務従事者に報告する。</p> <p>⇒納品させていただく個人結果表、個人結果一覧エクセルデータにてご報告という理解でよろしいでしょうか。</p>	エクセル(電子データ)での報告で、差し支えありません。

20	健康診断別業務 内容内訳書 P19 (3)ストレスチェック ⑧集団分析及び 分析結果の作成 P19	乙は、個人結果に基づき集団ごとの集計及び 分析を行い、その結果を甲の実施事務従事者 に報告する。 ⇒個人結果一覧と併せてデータにて納品でよ ろしいでしょうか。	関係課で共有するため、冊子形式で納品 してください。
21	健康診断別業務 内容内訳書 P19 (3)ストレスチェック ⑨結果報告	結果報告書(個人用)は、ストレス程度を評価 し結果をレーダーチャートに示すことにより行 う。また、⑥の高ストレス者、⑦の面接指導対 象者に該当するか否かも記載し、さらに、セル フケアのアドバイス及び相談窓口並びに面接 指導の申し込み方法の案内を併記する。 ⇒①高ストレス者に関しては高ストレスに該当 の旨個人結果票に記載されますが、面談や相 談窓口については個人結果票には併記でき ません。 セルフケアのアドバイス及び相談窓口並びに 面接指導の申し込み方法の案内は、結果票と は別の用紙(アドバイスシート)として承って おりますがよろしいでしょうか。 ②アドバイスシートにセルフケアのアドバイ ス及び相談窓口並びに面接指導の申し込み方 法の原稿を貴委員会で作成していただき、そ れを結果票に封入することよろしいでしょ うか	①セルフケアのアドバイス及び相談窓口並 びに面接指導の申し込み方法の案内は、 結果報告書と別葉でもかまいません。 ②セルフケアのアドバイス及び相談窓口並 びに面接指導の申し込み方法の原稿につい ては、原案を作成いただき、杉並区教育委 員会と協議のうえ作成してください。
22	健康診断別業務 内容内訳書 P19 (3)ストレスチェク ク 調査票及びデ ータの保存・廃棄	受託者は、受検者が記入した調査票(紙)を業 務終了後に個人情報の判別が出来ない状態 に裁断し、廃棄した上で、別紙2-2「個人情 報の廃棄報告書」を区に提出する。また、受託 者は、個人のストレスチェックデータを実施年 度の翌年度から5年間保存する。 ⇒ストレスチェックの個人結果データの保管は 事業者または実施者側に義務付けられて おりますが、「受託者においてデータを5年間 保管」とはどのような意味合いになります でしょうか	杉並区教育委員会と受託者双方で、5年間 保存します。
23	健康診断別業務 内容内訳書 P20 (3)ストレスチェク ク エ その他	受託者は、ストレスチェックの実施者として、 受託者が推薦し区が指名した産業医をあて る。また、受託者は、実施者及び実施事務 従事者の名簿を、契約締結後速やかに区に 提出する。 ⇒実施者および実施事務従事者は事業所 様(杉並区教育委員会様)側にて立てて いただく	実務的なストレスチェックの実施者である 産業医と、産業医の指示を受け、調査票 の集計、データ入力を行い実務的な実施 者を補助する、実施事務従事者の名簿を 提出してください。

		<p>ものと思料しており、受託者である弊会は委託先事務従事者という位置づけと考えますが、「受託者は、実施者及び実施事務従事者の名簿を区に提出」とはどのような意味合いになりますでしょうか。</p>	
24	<p>別紙2-1(15p)イ第二次健康診断の項目と提出資料様式④(見積書)の検査項目と見積書。</p>	<p>別紙 2-1(15p)イ第二次健康診断の項目と提出資料様式④(見積書)の検査項目が異なっている。(別紙 2-1 では肝機能検査や脂質検査等がありますが、見積書には項目のない心疾患項目としてあります)。どの様に見積書に記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>2次の健診項目の一部が、一次の健診項目と重なる場合や、医師の判断により健診項目となる場合もあるため、見積書の記載項目のとおり、見積をお願いします。</p>